

令和8年度 渡航費助成申請

〈未熟児養育医療〉

宮古島市に住民登録があり、市外の医療機関への通院・入院を余儀なくされている
難病患者等に対し、経済的な負担軽減のため渡航費の一部を助成します

1. 助成対象者 未熟児及びその親権を行うもの

付添人の要件

①医師が通院のために必要であると認めるものであって、市長が付添を要すると認めるもの
(意見書の記入欄に「特別な理由」を必ず医師に記入してもらってください)

2. 申請方法

診察日から6ヶ月以内までに、必要書類を整えて健康増進課にて申請してください
申請時には、印鑑(シャチハタ不可)をお持ちいただくようお願いいたします
申請書類は宮古島市ホームページからもダウンロードできます

❀申請期間

令和9年1月29日(金) まで

令和9年1月30日～3月31日の渡航分は
令和9年度内に申請可能です！
各渡航日から6ヶ月以内に申請してください

3. 助成金額 ※申請回数は、各年度8回分

①航空運賃

1人1往復あたり上限額・・・13,000円(片道あたり6,500円)

→航空運賃が13,000円に満たない場合は、実際にかかった費用の助成となります
なお、マイレージやクーポンを利用の場合の航空運賃、発券手数料は助成対象外

②宿泊費

1人1泊あたりの上限額・・・8,000円

→宿泊費が8,000円に満たない場合は、実際にかかった費用の助成となります



必要書類

※詳細は裏面をご確認ください

- ① 意見書(医師記入) ※各年度ごとに提出
- ② 申請書 ※日付、航空路線、宿泊の記入欄は空欄のまま提出してください
- ③ 請求書 ※日付、請求額の記入欄は空欄のまま提出してください
- ④ 航空券領収書&搭乗券(ご搭乗案内)のセット
※領収書の宛名が会社名等の申請者以外になっているものは申請不可
※どちらか一方のみでは申請不可のため必ずセットでお持ちください
搭乗券をなくされた場合は「搭乗証明書」の発行をお願いします
- ⑤ 病院の診療領収書&診療明細書のセット
※宿泊がある方は、受診の予約時間・終了時間がわかるものをお持ちください
- ⑥ 宿泊施設の領収書(該当する方のみ)
※治療にかかる宿泊が対象です
通院時間の証明や窓口での聞き取り等で判断いたします
- ⑦ 市の発行する養育医療給付決定通知書または養育医療券の写し
- ⑧ 振込先通帳の写し
- ⑨ 印鑑 ※シャチハタ不可

詳細はお問い合わせください 🐾
宮古島市健康増進課(市役所1階)
TEL: 0980-73-1978

令和8年度 渡航費助成申請

🌸 必要書類の詳細

①医師の意見書（様式第3号）※各年度ごとに提出（1回目の申請時のみ）

- ・消えるペンは使用しないこと

②航空運賃助成申請書（様式第1号）、③航空運賃助成請求書（様式第2号）

- ・本人が未成年（18歳未満）の場合は保護者名での申請（提出は代理人でも可）

④航空券領収書＆搭乗券（ご搭乗案内）または搭乗証明書のセット

- ・搭乗者名・搭乗日・区間・運賃を証明できる書類
 - ・搭乗券を破棄した場合は搭乗証明書でも可
 - ・eチケットのみでの申請は不可となります
 - ・航空券の変更があった場合は、変更が確認できる書類等の提出をお願いします
- ◎台風時等、航空機が欠航した場合は、欠航を証明する書類等の提出が必要です



⑤病院の診療領収書＆診療明細書のセット

- ・高額医療費に該当する場合等、支払いが0円になり領収書が発行されない場合は、診療日の確認が必要となるため診療明細等の確認できるものを発行してもらってください
- ◎宿泊がある場合は、受診日の予約日時がわかる領収書か明細書を発行してもらってください
記入がない場合は会計時に、予約時間・終了時間、事務受付者のサインの記入をもらって提出していただくか、または診察予約票の写しをご提出ください

⑥宿泊施設の領収書（該当する方のみ）

- ・複数泊している場合には、宿泊時間・人数・1泊の金額がわかるものを提出してください
- ・クーポンやポイント利用分は対象外です

⑦市の発行する養育医療給付決定通知書または養育医療券の写し

- ★養育医療給付決定通知書の発行・・・宮古島市役所 家庭保健課で申請 TEL0980-79-9718
- 養育医療券の発行・・・・・・・・・・保健所で申請 TEL0980-72-8447

⑧振込先通帳の写し

⑨印鑑（認め印可）

- ・朱肉を使うもの ※シャチハタ不可

🌸 よくある質問Q & A

Q1. ⑦に関する書類を持っていない場合でも申請できますか？

- A. 養育医療給付決定通知書または養育医療券をお持ちの方が申請の対象となるため、発行されていない場合は申請ができません
※申請は、発行された後に行ってください

Q2. 台風のため航空機が欠航し予期せぬ宿泊があった場合、助成対象となりますか？

- A. 全ての宿泊が対象になるかどうかは窓口での聞き取りで判断しております
航空会社が発行している「欠航・遅延証明書」などの欠航を証明できる書類の提出が必要となります

Q3. 航空機が満席のため搭乗できず宿泊をした。提出すべき必要書類はありますか？

- A. はい、満席が証明できる書類等の提出をお願いします

Q4. 付添人の人数は決まっていますか？

- A. はい、未熟児本人の移動の際に2人まで対象となります
また、親権を行うものが付添ができないなど必要と認められた場合のみ対象となります

Q5. 助成できる宿泊日数を教えてください

- A. 必要と認められた場合、宿泊日数に上限はありません

Q6. 未熟児本人の入院中親権を行うもののみの渡航も対象になりますか？

- A. はい、ただし1往復ごとに1回の渡航とみなされます